

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(消防局分)(令和7年10月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	通信指令 課	238-6053	消防行政統合システム改修(自治体情報システムの標準化対応ほか)業務	株式会社日立製作所 関西支社	17,796,900	R7.10.17	<p>本業務は、住民記録システムの標準化に伴い、消防行政統合システム(以下「システム」という。)に反映している4市(堺市、高石市、大阪狭山市及び和泉市)それぞれの住民基本台帳データの形式が変更となるため、当該データが適切に反映できるようシステムを改修するものである。また、本庁設備である共通基盤システムの移行に伴い、システムの接続設定やソフトウェアの変更等の改修を行うものである。</p> <p>改修業務は、各自治体から提供されるデータ形式、データ内項目や順序等が標準化の前後で変更されることによりシステムに反映させることができなくなるため、システムの設定変更を行う必要があるとともに、本市の共通基盤システムの移行に際してシステムとの接続設定を維持する必要があり、当該システムを継続的かつ円滑に使用しながら、これらの改修業務を実施するためには、当該システムにかかる詳細な知識や技術が必須であるため、構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質および目的が競争入札に適さない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、影響範囲を誤認し必要な変更の設定漏れや不必要的設定変更により本業務の目的を達成しないばかりか稼働中の機能停止などの重大なシステム障害を発生させ、本市の消防行政に多大な影響を及ぼす恐れがあり、市民の安全にも重大な影響を及ぼすことになる。</p> <p>以上により、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有し、当該システムの構築を行った株式会社日立製作所以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	